

特殊な事情等がある場合

* 申込日現在、特殊な事情等がある場合の申込み要件 *

1 現在持ち家を所有している場合

資格確認時に現在の持ち家を「売買契約書」や「登記簿謄本」等で処分したことが確認できる場合に申込みできます。

2 これから結婚を考えている方の場合

婚姻予約書の提出ができる方であれば申込みできます。

※入居の許可を受けた日から 3 ヶ月以内に入籍することが望ましい。

3 単身世帯だった場合

(1) 満60歳以上の方

(2) 障がいのある方

- ①身体障害者手帳（1～4級）の交付を受けている方
- ②精神障害者保健福祉手帳（1～2級）の交付を受けている方
- ③療育手帳（A・B判定）の交付を受けている方

(3) その他

- ①戦傷病者 ②原子爆弾被爆者 ③5年以内の引揚者 ④ハンセン病療養所入所者

4 他の県・市・町に住んでいる方が申込みをする場合

申込みできます。

※勤務地が東北町であることが必要になります。

5 現在県営住宅、町営住宅に住んでいる方（契約名義人）が申込みをする場合

申込みできません。

※原則、住宅の困窮者と見なすことができません。

ただし、同居者の方(結婚した子供夫婦)のみが世帯分離して申込みできます。